

さがみはらグローバル展開事業
2019相模原ブース出展募集要領

「Metalex Vietnam 2019」 「Metalex Thailand 2019」

1. 事業概要

経済のグローバル化が進む中、市内製造業においても海外市場の獲得や、海外での生産拠点の整備などが課題となっている。既に、中国やタイなどに進出している企業もあるが、多くの企業は、これから検討や準備の段階である。平成31年度も、相模原市と相模原市産業振興財団では、成長著しい東南アジアで開催される展示会に相模原ブースを設け、市内企業の高い技術力と製品を出展する事業を実施し、市内企業の海外市場獲得の支援を図る。

2. 出展展示会

	ベトナム・ホーチミン	タイ・バンコク
展示会名	Metalex Vietnam 2019	Metalex Thailand 2019
会場	サイゴン コンベンションセンター (SECC)	バンコク国際貿易展示場 (BITEC)
会期	10月10日(木)～12日(土)	11月20日(水)～23日(土)
展示会規模 (前年度実績)	出展社数：34か国 500社 来場者数：18,848人	出展社数：50か国 3,300ブランド 来場者数：99,998人
出展分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械・金属シート ・ 溶接テクノロジー ・ 工場オートメーション ・ ポンプ、バルブ ・金型、鋳造 ・ 測量機器、工作機器具設備 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金型、金型関連製品 ・ 部品、金属工作 ・ 加工機械、機械工具、切削工具、精密測定機械、鍛圧機械、超硬工具、研磨材、歯車他
出展負担金	100,000円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残りの出展料と共通装飾料は当財団が負担します。 ・ その他の小間内のオプション備品等については、自己負担となります。 	

ブース規模	36㎡ (6m×6m)	36㎡ (6m×6m)
募集出展者数	6社程度	6社程度
	相模原市内に本社又は工場を有する製造業であって、出品対象に関わる製品・技術等を出展できる中小企業者 ※中小企業者とは、中小企業基本法の定義に基づく	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 「相模原ブース」の統一感を演出するため、統一した装飾を施します。 (当財団で負担)。 当財団で行う、「海外見本市出展助成事業」の対象とはなりません。 	

【出展負担金に含まれる基本的サービス（予定）】

- ・ 相模原市ブース出展スペース
- ・ 小間の基本装飾：社名板、カーペット、壁、スポットライト
- ・ 基本備品：展示台、コンセント
- ・ 一定量の電気料金及び電気工事料金 (動力・エア代金は各社負担)
- ・ カタログ掲載費用
- ・ 展示スペースにおける通訳
- ・ チャーターバス等の移動費の一部

3. 出展企業負担等

① 出展負担金

100,000円 出展企業負担分

※ 残りの出展料は、(公財)相模原市産業振興財団が負担する。

※ 機械装置等の展示のため、他社よりも広い展示スペースを希望する場合は、出展負担金を変更する。

② 出展物輸送費

出品物の輸送及び輸送に掛かる経費は、全額出展企業負担。

※ カタログ・パンフレット・パネルについては、財団がまとめて輸送。

③ その他

上記出展負担金及び出品物輸送費以外の全経費（出展者の渡航費、宿泊費等）

4. 出展の申込

出展を希望する企業は、出展申込書に必要事項を記載の上、郵送又は持参により申し込む。

① 申込期限 令和元年6月14日(金)17時(必着)

② 申込先 (公財)相模原市産業振興財団

5. 出展の条件

次の条件のいずれにも該当する企業とする。

- ① 出展内容が上記2の出展分野に適合していること。
- ② 出展期間中、出品物の説明及び商談ができるスタッフを派遣すること
- ③ 出展期間中、また、帰国後のアンケートの提出が遅滞なくできること
- ④ 「Metalex Thailand 2019」については、予定されているビジネス交流会に参加できること。

6. 出展企業の決定

出展企業は、令和元年6月20日（木）までに決定するものとし、応募多数の場合には、上記5の出展の条件のほか、以下の基準も加味し、当財団内において決定する。

- ① 出品する製品・技術等について、アジア圏を含めた海外市場で優位性があると認められるものを優先する。
- ② 海外での展示会出展実績が少ない企業を優先する。

7. その他

- ① 出展決定後の具体的な出展手続き（備品、通訳手配の有無等の確認等）は、別途詳細確認をした後に行う。
- ② 出展決定後のキャンセルについては、社名表示板の作成等に支障をきたす恐れがあるため、実費相当額を請求することがある。
- ③ 相模原ブース内における各社の配置は、出品物等を勘案し、財団が決定する。
- ④ 相模原ブース内における出品物の展示、据付け業務は、出展者が行う。
- ⑤ 現地での盗難等についての責任は、財団は負わない。
- ⑥ 主催者が発行する「Terms and Conditions (契約の条件)」に記載されている事項を遵守すること。

8. 出展申込先、本件についての問い合わせ先

〒252-0239 相模原市中央区中央 3-12-3 相模原商工会館 本館4階

公益財団法人相模原市産業振興財団 担当：中村・野崎

電話：042-759-5600 F A X：042-759-5655

E-mail：nakamura@ssz.or.jp